

防犯カメラの設置費用補助 問 市民活動課 ☎76-8128 ID 1493

対象団体 連合自治会、自治会、町内会その他公共的な活動を営む団体
対象経費 防犯カメラ代金、防犯カメラ設置工事費用、防犯カメラの設置を示す看板設置費用
補助額 対象経費の2分の1(1台につき上限15万円)
申請方法 事前協議書(市民活動課かホームページで)を直接

自転車乗車用ヘルメット購入費補助 問 市民活動課 ☎76-8128 ID 1512

自転車乗車中の交通事故による人的被害の重大化防止を図るため、自転車乗車用ヘルメットの購入費を補助します。

対象者 市内在住のかた
対象経費 令和7年4月1日以降に購入した安全性の認証(SGマーク、JCFマークなど)を受けたヘルメットの購入費
補助額 購入費の2分の1(1人につき1個まで。上限2千円)
その他 ●電子申請可 ●申請の際は、購入費用が分かる書類が必要

ご利用ください 市営バスあさび一号 問 都市計画課 ☎76-8157 豊栄交通(株) ☎54-7717 ID 9710

利用料金 1乗車ごとに100円(PayPayでの支払いも可。回数券、定期乗車券あり)

運行情報 バスの位置情報やバス車内の混雑情報などを、スマホやパソコンで確認できます(ホームページや公式LINE 基本メニューの「公共交通」か、各停留所の二次元コードから、バスロケーションシステムにアクセス)。

その他 車いすなどで直接バスに乗車できないかたは、リフト付きワゴン車を利用することができます(要予約)。
 ※ダイヤ、運行ルート、予約方法などの詳細は、ホームページで



経営安定化のために必要な資金を融資 県小規模企業等振興資金融資制度をご利用ください

問 産業課 ☎76-8185 ID 2222

資金使途 運転資金、設備資金 **保証人** 原則、法人代表者以外は不要
担保 原則不要 **信用保証料** 必要(一部助成制度あり)
申請方法 申請書(取扱金融機関か産業課で)を取扱金融機関に直接

区分	対象	金額	期間／利率(年)
通常資金	従業員数が50人(商業・サービス業は30人)以下の会社、個人、企業組合、医療法人、NPO法人	5千万円以内	運転・設備 1年超3年以内 / 1.5%
			3年超5年以内 / 1.6%
小口資金	従業員数が20人(宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業は5人)以下の会社、個人、企業組合、医療法人 など	2千万円以内 (既存の信用保証付き融資残高との合計が2千万円の範囲内に限る)	5年超7年以内 / 1.7%
			設備のみ 7年超10年以内 / 1.8%
小口資金	従業員数が20人(宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業は5人)以下の会社、個人、企業組合、医療法人 など	2千万円以内 (既存の信用保証付き融資残高との合計が2千万円の範囲内に限る)	運転・設備 3年以内 / 1.3%
			3年超5年以内 / 1.4%
小口資金	従業員数が20人(宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業は5人)以下の会社、個人、企業組合、医療法人 など	2千万円以内 (既存の信用保証付き融資残高との合計が2千万円の範囲内に限る)	5年超7年以内 / 1.5%
			設備のみ 7年超10年以内 / 1.6%

※融資利率は改定する場合あり。詳細は、ホームページで

ID:2615

家屋調査にご協力を

問 税務課 ☎76-8119

本年中に新・増築した建物（住宅、店舗、車庫など）を対象に、固定資産税などの基礎となる評価額を算定するため、家屋調査を行っています。正確な評価のため、調査の際は建物図面や室内などを拝見します。

ID:2620

家屋を取り壊したときは届け出を

問 税務課 ☎76-8119

家屋の固定資産税は、毎年1月1日に存在する家屋（住宅、店舗、車庫など）に対して課税されます。家屋の全部または一部を取り壊したときはご連絡ください。届け出がないと誤った課税が続いてしまうことがあります。

ID:1492

「かけこみ110番の家」の登録にご協力を

問 市民活動課 ☎76-8128

誘拐・連れ去り・痴漢などの犯罪から子どもなどを守るため、緊急避難場所として「かけこみ110番の家」の登録に協力をお願いします。また、各小学校の通学路沿いにお住まいのかたに声掛けもしています。



ID:2055

自転車等駐車場をご利用ください

問 市民活動課 ☎76-8128

市では、駅周辺に無料の自転車等駐車場を整備しています。ぜひご利用ください。詳細は、ホームページで



ID:2059

市民活動保険

問 市民活動課 ☎76-8126

自治会などの市民団体が行う公共的・公益的な活動を支援するため、万一の事故に対する補償をしています。

ID:2197

中小企業退職金共済制度

問 中小企業退職金共済事業本部
名古屋コーナー ☎052-857-7588
産業課 ☎76-8185

中小企業で働く従業員のための安心・確実・有利な退職金制度
特色 ● 掛け金の一部を国が助成
● 短時間労働者のかたも加入可
● 掛け金は税法上、全額非課税扱い
● 新規で加入した場合、12カ月の掛け金の20%以内を市が補助

ID:2341

空き家に関する相談は空き家総合相談窓口へ

問 (公社) 県宅地建物取引業協会
☎052-522-2567
都市計画課 ☎76-8156

市と県宅地建物取引業協会は、空き家対策に関する協定を締結し、空き家総合相談窓口を開設しています。空き家の売却や活用など、専門家が幅広い相談に応じます。

ID:2492

空き家の譲渡所得の特別控除制度

問 都市計画課 ☎76-8156

相続から3年を経過するまでに、要件を満たし空き家を譲渡した場合、譲渡所得から3千万円が特別控除されます。適用を受けるには、都市計画課で必要書類の交付を受け、確定申告を行う必要があります。詳細は、税務署か国土交通省のホームページで

ID:2341

空き家の適正管理

問 環境課 ☎76-8134

空き家が適正に管理されず放置されたままになると、防災や防犯、生活環境などに悪影響を及ぼす危険性があります。

空き家を所有しているかたは、定期的に状況を確認し、敷地内の樹木や雑草の除去のほか、必要に応じて修繕や改修などをお願いします。

あさひ健康
マイスター
チャレンジ
対象事業

あなたもまちの一員に！町内会に加入 問 市民活動課 ☎76-8126

ID 2303

いざというときのためにも、日頃から町内会活動などを通して地域の人々と交流を深めることも大切です。自身が暮らす地域の快適で安全な暮らしづくりのために、ぜひ町内会に加入しましょう。あなたの身近なことを実は町内会が行っています。

町内会の主な活動

- 地域の交流活動／運動会や盆踊り、お祭りなど
- 生活環境の向上／防犯灯の管理やパトロールなどの防犯活動、地域の防災対策や清掃活動、集会所管理など
- 災害への備え／地域での防災訓練など

加入方法 隣人などに町内会の役員を確認し、役員へ直接

役員が分からない場合は、ホームページ、電話かメール（右記二次元コード）で

メール作成▶



ID:2238

幅員が狭い道路の拡幅
整備・支援を進めています

問 都市整備課 ☎76-8192

市が管理する幅員4メートル未満の道路に接する敷地で建築などをお考えの場合は、道路後退(セットバック)部分の取り扱いについて事前に協議してください。

市街化区域内にある道路後退用地を市に寄付いただく場合は、境界確定測量を市で実施できます。

段差解消プレートなどの
撤去にご協力を

問 土木管理課 ☎76-8164

敷地と道路との段差を解消するための段差解消プレートや鉄板などの設置は、道路法で禁止されています。歩行者や自転車、バイクの転倒事故につながる場合があり、事故が発生した場合は責任を問われることもあります。

また、雨水の流れを妨げ、道路冠水の原因となることもあるため、速やかに撤去してください。

道路通行の安全確保に
ご協力を

問 土木管理課 ☎76-8164

自宅などの樹木の枝や葉が道路に飛び出していると、歩道が狭くなる、カーブミラーが見えにくくなるなど、安全な通行ができなくなる場合があります。樹木の定期的な剪定にご協力ください。



ID:2244

「道路の損傷等通報
システム」の利用を

問 土木管理課 ☎76-8164

道路の穴やカーブミラーの破損などを発見したとき、下記二次元コードから簡単に通報ができます。道路の損傷などの把握と迅速な対応につながりますので、ご協力をお願いします。

通報フォーム▶



ID:2327

上水道の漏水確認

問 上水道課 ☎76-8170

宅内漏水の確認手順

水を使用していないときにメーターのパイロットが回転しているか確認する。

少しでも回転している場合は漏水しているため、市指定の給水装置工事業者へ修理を依頼してください。宅内側での漏水に係る水道料金は、使用者の負担になります。

漏水時の問い合わせ先

管工事業
協同組合
☎54-6232



ID:2332

貯水槽水道の適正な
管理を

問 上水道課 ☎76-8170

貯水槽水道は、マンション・アパートなどで受水槽・高置水槽を通じて水道水を各家庭に供給する施設です。設置者(管理者)は、使用者に安全で衛生的な水を供給するため、適切な管理をしてください。

設置者(管理者)のかたへ

定期的(年1回以上)に水槽の清掃を行い、登録検査機関の検査を受けてください。また、給水栓の水質確認や施設の保守点検を行ってください。

使用しているかたへ

水の色、濁り、臭い、味などに異常がある場合は、設置者(管理者)に連絡してください。

ID:2251

下水道接続のお願い

問 下水道課 ☎76-8167

下水道は、衛生的で住みよい生活環境の実現や水質保全など、大きな役割を担っています。下水道が整備された地域にお住まいで、まだ接続していないかたは、早めに接続してください。指定工事店、各種制度の詳細は、ホームページで

排水設備工事は指定工事店で

ID 2245

下水道に接続する排水設備工事は指定工事店へお申し込みください。

融資あっせん制度 ID 3627

一定の条件下で排水設備工事に必要な費用の一部を無利子で借りることができます。

雨水貯留施設転用補助制度 ID 2246

下水道接続時に不要となった浄化槽を改造して雨水貯留施設として転用する場合、一定の条件下で改造工事費の一部を補助します(融資あっせん制度との併用不可)。

ID:2553

消防法令違反対象物の
公表制度

問 消防本部予防課 ☎51-0352

建物を利用する際に安全性を判断できるよう、重大な消防法令違反のある建物の名称・所在地・違反内容を公表します。

対象建物 特定防火対象物(飲食店、物品販売店、病院などの不特定多数の人が利用する建物)

対象となる消防法令違反 次のいずれかが設置されていない建物

- 屋内消火栓設備 ● スプリンクラー設備 ● 自動火災報知設備

やめよう! 消火栓・防火水
槽周囲の違法・迷惑駐車

問 消防署 ☎51-0882

消火栓や防火水槽から5m以内に駐車することは、禁止されています。尊い人命や財産を守るため、速やかな消火活動にご協力をお願いします。